

厚生省発児第86号の2
平成11年4月30日

[一部改正]平成12年5月19日 厚生省発児第91号の2
平成13年8月2日 厚生労働省発雇児第314号の2
平成14年11月11日 厚生労働省発雇児第1111003号
平成15年12月22日 厚生労働省発雇児第1222001号の2
平成16年7月16日 厚生労働省発雇児第0716001号の2
平成18年6月27日 厚生労働省発雇児第0627002号
平成19年3月6日 厚生労働省発雇児第0306004号
平成21年6月29日 厚生労働省発雇児第0629005号
平成24年4月5日 厚生労働省発雇児0405第2号
平成26年5月14日 厚生労働省発雇児0514第4号
平成27年12月11日 厚生労働省発雇児1211第6号
平成28年6月20日 厚生労働省発雇児0620第3号
平成29年9月5日 厚生労働省発子0905第3号
令和元年10月18日 厚生労働省発子1018第3号

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働事務次官

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の
交付申請等の手続きについて

児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請、事業実績報告等の手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）第5条、第12条及び第14条並びに補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第3条及び第8条の規定によるほかこの通知の定めるところにより行うこととしたので、その適正かつ迅速な事務処理を期されたく、通知する。

なお、この通知は、平成11年度分の標記手続から適用するものとする。

おって、平成10年6月12日厚生省発児第105号の2「児童福祉法による措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等の国庫補助金の交付申請等の手続きについて」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の手続きについては、なお従前の例による。

第1 交付申請の手続

- 1 都道府県知事は、児童福祉法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号の規定により都道府県が翌会計年度において支弁する費

用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金（以下「都道府県分国庫負担金」という。）について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」（様式第1号）を毎年3月末日までに「当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長」（徳島県、香川県、愛媛県、及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。）に提出すること。

- 2 指定都市の市長は、児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により指定都市が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金（以下「指定都市分国庫負担金」という。）について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」（様式第2号）を毎年3月末日までに地方厚生（支）局長に提出すること。
- 3 中核市の市長（児童相談所設置市の長を除く。以下同じ。）は、児童福祉法第51条第3号の規定により中核市が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金（以下「中核市分国庫負担金」という。）について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」（様式第2号の2）を毎年3月末日までに地方厚生（支）局長に提出すること。
- 4 児童相談所設置市の長は、児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により児童相談所設置市が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金（以下「児童相談所設置市分国庫負担金」という。）について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」（様式第2号の3）を毎年3月末日までに地方厚生（支）局長に提出すること。
- 5 市町村長（特別区の区長を含む。ただし、児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による保育の実施に係る経費以外の経費については、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長を除く。以下同じ。）は、児童福祉法第51条第3号、第5号の規定により市町村（特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金（以下「市町村分国庫負担金」という。）について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」（様式第3号）を毎年3月10日までに都道府県知事に提出すること。
- 6 5の書類を受理した都道府県知事は、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめ、都道府県分と併せて地方厚生（支）局長に提出すること。
- 7 交付決定額の変更手続
 - (1) 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、国庫負担金（市町村分国庫負担金を除く）の交付決定後の事情変更により、その年間所要額に増減を生じ、国庫負担金の追加交付等を行う場合は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更交付申請書」（様式第4号、様式第5号、様式第5号の2又は様式第5号の3）

に關係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出予算書抄本を添付して地方厚生（支）局長に提出すること。

- (2) 都道府県知事は、市町村分国庫負担金について、交付決定後の事情変更により、その年間所要額に増減が生じた場合は、当該市町村から「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更交付申請書」（様式第6号）を提出させるとともに、必要な審査を行い、適正と認めたときは変更交付申請書が到達した日から起算して原則として20日以内に、都道府県分と併せて地方厚生（支）局長に提出すること。

第2 交付の決定

- 1 都道府県知事は、地方厚生（支）局長の交付決定（決定の変更を含む）があったときは、市町村に対し「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（変更）交付決定通知書」（様式第7号）により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 2 都道府県知事は、1の通知を行うに当たっては、当該市町村の支出実績、既交付の国庫負担金の過不足状況、措置児童数等の動向等を十分考慮すること。
- 3 地方厚生（支）局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として70日以内に行うものとする。

第3 事業実施状況報告の手續

- 1 都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の長及び市町村長の国庫負担金について、それぞれの交付の対象の事業に係る実施状況報告は、つぎのとおりであること。
 - (1) 地方自治法第245条の4第1項に基づき実施している福祉行政報告例（以下「福祉行政報告例」という。）による児童福祉法関係の諸報告
 - (2) その他必要の都度指示するもの
- 2 福祉行政報告例に基づき提出される諸報告及びその他必要の都度指示する諸報告は、それぞれの示すところによること。

第4 事業実績報告手續

- 1 都道府県知事は都道府県分国庫負担金について、指定都市の市長は指定都市分国庫負担金について、中核市の市長は中核市分国庫負担金について、児童相談所設置市の長は児童相談所設置市分国庫負担金について、毎会計年度終了ごとに「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」（様式第8号、様式第9号、様式第9号の2又は様式第9号の3）に關係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付して、翌会計年度の7月末日までに地方厚生（支）局長に提出すること。
- 2 市町村長は、市町村分国庫負担金について、毎会計年度の終了ごとに「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」（様式第10号）に、關係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書

抄本を添付して、翌会計年度の6月末日までに都道府県知事にこれを提出すること。

- 3 2の書類の提出を受けた都道府県知事は、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめ、都道府県分と併せて翌会計年度の7月末日までに地方厚生（支）局長に提出すること。

第5 額の確定

都道府県知事は、地方厚生（支）局長の確定の通知があったときは、市町村に対し「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付額確定通知書」（様式第11号）により、速やかに確定の通知を行うこと。

第6 事業実績報告の訂正

地方厚生（支）局長が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは次によること。

- 1 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告の訂正について」（様式第12号、様式第13号、様式第13号の2又は様式第13号の3）に、それぞれ関係書類を添付して、速やかに地方厚生（支）局長に提出すること。
- 2 都道府県知事は、市町村分について訂正を要する事由が生じたときは、当該市町村から「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書の訂正について」（様式第14号）を提出させるとともに、その内容を審査し、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書の訂正について」（様式第15号）を速やかに地方厚生（支）局長に提出すること。
- 3 実績報告の訂正に伴うその他の手続き等については、第5に定めるところに準じて行うものであること。

第7 その他の手続き

- 1 都道府県知事は、市町村長が都道府県知事に提出すべき市町村分国庫負担金に係る各様式に定められている事項のほか必要と認める事項を加えて定めることができるものとし、かつ、その提出時期についても必要と認めるときはこれを変更して定めることができるものとする。
- 2 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が地方厚生（支）局長に提出すべき書類の部数は、すべて正本一部とし、市町村長が提出すべき書類の部数は当該都道府県知事が定めるところによること。
- 3 市町村長が都道府県知事に提出した市町村分国庫負担金に係る書類は、すべて当該都道府県において各会計年度ごとに各書類の種別に分類し一括して保存しておくこと。

(様式第1号)

第 号
(元号) 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書

児童福祉法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号の規定により、(元号) 年度において、本都道府県が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

なお、児童福祉法第51条第3号及び第5号の規定により、(元号) 年度において管内の市町村が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、管内の市町村長から「(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、とりまとめて提出する。

1 申請額 金 円
内訳

区 分	金 額		
	児童保護費負担金	児童保護医療費負担金	計
都道府県分	円	円	円
市町村分	円	円	円
計	円	円	円

2 添付書類

- (1) (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(都道府県分)所要額調書(様式第1号の付表A)
- (2) (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(市町村分)所要額市町村別内訳書(様式第1号の付表B)
- (3) 都道府県分歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

様式第1号の付表A

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金(都道府県分)所要額調書

(児童保護費負担金)

施設種別	予定支弁総額(医療費除く)			予定徴収金			⑦差引国庫負担基本額 (③-⑥)	同左に対する 要国庫負担額 (⑦×1/2)	備考
	①前年度 実績支弁 総額	② 率	③ (①×②)	④前年度 実績徴収 金	⑤ 率	⑥ (④×⑤)			
	円	%	円	円	%	円	円	円	
児童養護施設									
児童自立支援施設									
里親									
児童心理治療施設									
乳児院									
ファミリーホーム									
自立援助ホーム									
母子生活支援施設									
助産施設									
一時保護所									
新設施設分									
計									

(児童保護医療費負担金)

施設種別	予定支弁総額(医療費)			同左に対する 要国庫負担額 (③×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率	③ (①×②)		
	円	%	円	円	
児童養護施設					
児童自立支援施設					
里親					
児童心理治療施設					
乳児院					
ファミリーホーム					
自立援助ホーム					
助産施設					
一時保護所					
新設施設分					
計					

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙により添付すること。

様式第1号の付表B

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
 国庫負担金(市町村分) 所要額市町村別内訳書

(児童保護費負担金)

区分 市町村名	施設の種別	予定支弁総額(医療費除く)			予定徴収金			⑦差引 国庫負 担基本 額 (③- ⑥)	同左に 対する 要国庫 負担額 (⑦× 1/2)	備考
		①前年度 実績支弁 総額	② 率	③ (①×②)	④前年度実 績徴収金	⑤ 率	⑥ (④×⑤)			
		円	%	円	円	%	円	円	円	
〇〇市	母子生活 支援施設									
	助産施設									
	保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等									
	新設施設分									
	計									
〇〇町	母子生活 支援施設									
	助産施設									
	保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等									
	新設施設分									
	計									

合計 (〇〇市町村)	母子生活 支援施設									
	助産施設									
	保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等									
	新設施設分									
	計									

(児童保護医療費負担金)

区分 市町村名	施設の種別	予定支弁総額(医療費)			同左に対する要国庫負担額 (③×1/2)	備考
		①前年度実績支弁総額	②率	③ (①×②)		
		円	%	円	円	
〇〇市	助産施設					
	新設施設分					
	計					
〇〇町	助産施設					
	新設施設分					
	計					

合計 (〇〇市町村)	助産施設					
	新設施設分					
	計					

(記載上の注意)

- この表は、市町村長から提出された様式第3号による所要額に基づいて作成すること。
- 「合計」欄の「(〇〇市町村)」には、申請のあった市町村数を必ず記入すること。

(様式第2号)

(元号) 第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の市長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付申請書

児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、(元号) 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円
内訳

児童保護費負担金	児童保護医療費負担金	計
円	円	円

2 添付書類

- (1) (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金所要額調書(様式第2号の付表A)
- (2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

様式第2号の付表A

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書

(児童保護費負担金)

施設種別	区分			予定支弁総額 (医療費除く)			予定徴収金			⑦差引国庫負担基本額 (③-⑥)	同左に対する要国庫負担額 (⑦×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率	③ (①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率	⑥ (④×⑤)						
	円	%	円	円	%	円	円	円	円	円		
児童養護施設												
児童自立支援施設												
里親												
児童心理治療施設												
乳児院												
ファミリーホーム												
自立援助ホーム												
母子生活支援施設												
助産施設												
一時保護所												
新設施設分												
計												

(児童保護医療費負担金)

施設種別	区分			同左に対する要国庫負担額 (③×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率	③ (①×②)		
	円	%	円	円	
児童養護施設					
児童自立支援施設					
里親					
児童心理治療施設					
乳児院					
ファミリーホーム					
自立援助ホーム					
助産施設					
一時保護所					
新設施設分					
計					

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各指定都市において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙により添付すること。

(様式第2号の2)

(元号) 第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

中核市の市長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付申請書

児童福祉法第51条第3号の規定により、(元号) 年度において、本市が
支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の
金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円
内訳

児童保護費負担金	児童保護医療費負担金	計
円	円	円

2 添付書類

- (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
所要額調書(様式第2号の2の付表A)
- 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

様式第2号の2の付表A

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書

(児童保護費負担金)

区分 施設種別	予定支弁総額 (医療費除く)			予定徴収金			⑦差引国庫 負担基本額 (③-⑥)	同左に対する 要国庫負担額 (⑦×1/2)	備考
	①前年度 実績支弁 総額	② 率	③ (①×②)	④前年度 実績徴収 金	⑤ 率	⑥ (④×⑤)			
	円	%	円	円	%	円	円	円	
母子生活支援施設									
助産施設									
新設施設分									
計									

(児童保護医療費負担金)

区分 施設種別	予定支弁総額 (医療費)			同左に対する要国庫負担額 (③×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率	③ (①×②)		
	円	%	円	円	
助産施設					
新設施設分					
計					

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、中核市において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙添付すること。

(様式第2号の3)

(元号) 第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

児童相談所設置市の長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付申請書

児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、(元号) 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円
内訳

児童保護費負担金	児童保護医療費負担金	計
円	円	円

2 添付書類

- (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金所要額調書(様式第2号の3の付表A)
- 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

様式第2号の3の付表A

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書

(児童保護費負担金)

施設種別	区分 予定支弁総額（医療費除く）			予定徴収金			⑦差引国庫負担基本額 (③-⑥)	同左に対する要国庫負担額 (⑦×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率	③ (①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率	⑥ (④×⑤)			
	円	%	円	円	%	円	円	円	
児童養護施設									
児童自立支援施設									
里親									
児童心理治療施設									
乳児院									
ファミリーホーム									
自立援助ホーム									
母子生活支援施設									
助産施設									
一時保護所									
新設施設分									
計									

(児童保護医療費負担金)

施設種別	区分 予定支弁総額（医療費）			同左に対する要国庫負担額 (③×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率	③ (①×②)		
	円	%	円	円	
児童養護施設					
児童自立支援施設					
里親					
児童心理治療施設					
乳児院					
ファミリーホーム					
自立援助ホーム					
助産施設					
一時保護所					
新設施設分					
計					

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各児童相談所設置市において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙により添付すること。

(様式第3号)

(元号) 第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市町村長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付申請書

児童福祉法第51条第3号及び第5号の規定により、(元号) 年度において、本市町村が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円
内訳

児童保護費負担金	児童保護医療費負担金	計
円	円	円

2 添付書類

- (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(市町村分)所要額調書(様式第3号の附表)
- 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

様式第3号の付表

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書

(児童保護費負担金)

施設種別	予定支弁総額 (医療費除く)			予定徴収金			⑦差引国庫負担基本額 (③-⑥)	同左に対する要国庫負担額 (⑦×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率	③ (①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率	⑥ (④×⑤)			
	円	%	円	円	%	円	円	円	
母子生活支援施設									
助産施設									
保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等									
新設施設分									
計									

(児童保護医療費負担金)

施設種別	予定支弁総額 (医療費)			同左に対する要国庫負担額 (③×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率	③ (①×②)		
	円	%	円	円	
助産施設					
新設施設分					
計					

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各市町村において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙添付すること。

(様式第4号)

地方厚生(支)局長 殿

第 号
(元号) 年 月 日

都道府県知事 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書

児童福祉法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号の規定により、(元号) 年度において、本都道府県が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、(元号) 年 月 日 ○第 号をもって提出し、(元号) 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後事情の変更により交付額を次の通り変更されたく申請する。

なお、児童福祉法第51条第3号及び第5号の規定により、(元号) 年度において管内の市町村が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、管内の市町村長から「(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更交付申請書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、とりまとめて提出する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円
内訳

区 分	変更後所要額	既交付決定額	差引所要額
	円	円	円
児童保護費負担金			
都道府県分			
市町村分			
小 計			
児童保護医療費負担金			
都道府県分			
市町村分			
小 計			
合 計			

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)

3 添付書類

- (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(都道府県分)変更所要額調書(様式第4号の付表A)
- (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(市町村分)変更所要額市町村別内訳書(様式第4号の付表B)
- 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

様式第4号の付表A

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金(都道府県分)変更所要額調書

(児童保護費負担金)

(単位:円)

施設種別	変更後国庫負担所要額(医療費除く)				⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額
	①予定支 弁総額	②予定 徴収金	③差引国庫負担 基本額(①-②)	④同左に対する要 国庫負担額(③× 1/2)		
児童養護施設						
児童自立支援施設						
里親						
児童心理治療施設						
乳児院						
ファミリーホーム						
自立援助ホーム						
母子生活支援施設						
助産施設						
一時保護所						
計						

(児童保護医療費負担金)

(単位:円)

施設種別	変更後国庫負担所要額(医療費)		③ 既交付決定額	④ 差引変更分所要 額
	①予定支弁総額	②同左に対する要 国庫負担額(①× 1/2)		
児童養護施設				
児童自立支援施設				
里親				
児童心理治療施設				
乳児院				
ファミリーホーム				
自立援助ホーム				
助産施設				
一時保護所				
計				

(記載上の注意)

「予定支弁総額」「予定徴収金」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

様式第4号の付表B

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金(市町村分)変更所要額市町村別内訳書

(児童保護費負担金)

(単位:円)

区分 市町村名	施設の種別	変更後国庫負担所要額(医療費除く)				⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引 変更分 所要額
		① 予定支 弁総額	② 予 定 徴収金	③ 差引国庫負 担基本額 (①-②)	④同左に対 する要国 庫負担額 (③×1/2)		
※〇〇市	母子生活支援施設				/	/	/
	助産施設						
	保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等						
	計						
〇〇市	母子生活支援施設						
〇〇市	助産施設						
〇〇市	保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等						
合計 (〇〇) 市町村	母子生活支援施設				/	/	/
	助産施設						
	保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等						
	計						

(児童保護医療費負担金)

(単位:円)

区分 市町村名	施設の種別	変更後国庫負担所要額(医療費)		③ 既交付決定額	④ 差引変更分所 要額
		① 予定支弁総額	②同左に対する要国 庫負担額(①×1/2)		
〇〇市	助産施設				
〇〇市	助産施設				
合計 (〇〇) 市町村	助産施設				
	計				

(記載上の注意)

1. この表は、市町村長から提出された様式第6号による所要額に基づいて作成すること。
2. 同一市町村に種別の異なる2以上の施設がある場合にあっては、※欄のようにこれをまとめて記載すること。
3. 「合計」欄の「(〇〇市町村)」には、支弁のあった市町村数を必ず記入すること。

(様式第5号)

(元号) 第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の市長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書

児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、(元号) 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、(元号) 年 月 日 第 号をもって提出し、(元号) 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

区 分	変更後国庫負担金 所要額	既交付決定額	差引所要額
	円	円	円
児童保護費負担金			
児童保護医療費負担金			
合 計			

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)

3 添付書類

- (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
変更所要額調書(様式第5号の付表A)
- 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

様式第5号の付表A

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更所要額調書

(児童保護費負担金)

(単位：円)

施設種別	区分	変更後国庫負担所要額（医療費除く）				⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額
		①予定支 弁総額	②予定 徴収金	③差引国庫 負担基本額 (①-②)	④同左に対する 要国庫負担額(③×1/2)		
児童養護施設							
児童自立支援施設							
里親							
児童心理治療施設							
乳児院							
ファミリーホーム							
自立援助ホーム							
母子生活支援施設							
助産施設							
一時保護所							
計							

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	区分	変更後国庫負担所要額（医療費）		③ 既交付決定額	④ 差引変更分所 要額
		①予定支弁総額	②同左に対する要国庫負担額(①×1/2)		
児童養護施設					
児童自立支援施設					
里親					
児童心理治療施設					
乳児院					
ファミリーホーム					
自立援助ホーム					
助産施設					
一時保護所					
計					

(記載上の注意)

「予定支弁総額」「予定徴収金」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

(様式第5号の2)

(元号) 第 年 月 日 号

地方厚生(支)局長 殿

中核市の市長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書

児童福祉法第51条第3号の規定により、(元号) 年度において、本市が
支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、
(元号) 年 月 日 第 号をもって提出し、(元号) 年 月
日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更
により交付額を次の通り変更されたく申請する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

区 分	変更後国庫負担 金 所 要 額	既 交 付 決 定 額	差 引 所 要 額
	円	円	円
児童保護費負担 金			
児童保護医療費 負担金			
合 計			

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)

3 添付書類

- (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
変更所要額調書(様式第5号の2の付表A)
- 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

様式第 5 号の 2 の付表 A

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更所要額調書

(児童保護費負担金)

(単位：円)

施設種別	区分	変更後国庫負担所要額 (医療費除く)				⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額
		①予定支 弁総額	②予定 徴収金	③差引国庫負担 基本額(①-②)	④同左に対する 要国庫負担額(③ ×1/2)		
母子生活支援施設							
助産施設							
計							

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	区分	変更後国庫負担所要額 (医療費)		③ 既交付決定額	④ 差引変更分所 要額
		①予定支弁総額	②同左に対する 要国庫負担額(① ×1/2)		
助産施設					
計					

(記載上の注意)

「予定支弁総額」「予定徴収金」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

(様式第5号の3)

第 年 月 日
(元号)

地方厚生(支)局長 殿

児童相談所設置市の長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書

児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、(元号) 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、(元号) 年 月 日 第 号をもって提出し、(元号) 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

区 分	変更後国庫負担金所要額	既交付決定額	差引所要額
	円	円	円
児童保護費負担金			
児童保護医療費負担金			
合 計			

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)

3 添付書類

- (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更所要額調書(様式第5号の3の付表A)
- 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

様式第5号の3の付表A

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更所要額調書

(児童保護費負担金)

(単位：円)

施設種別	区分	変更後国庫負担所要額 (医療費除く)				⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額
		①予定支 弁総額	②予定 徴収金	③差引国庫 負担基本額(①-②)	④同左に対する 要国庫負担額(③ ×1/2)		
児童養護施設					/	/	
児童自立支援施設							
里親							
児童心理治療施設							
乳児院							
ファミリーホーム							
自立援助ホーム							
母子生活支援施設							
助産施設							
一時保護所							
計							

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	区分	変更後国庫負担所要額 (医療費)		③ 既交付決定額	④ 差引変更分所 要額
		①予定支弁総額	②同左に対する要国庫 負担額(①×1/2)		
児童養護施設			/	/	/
児童自立支援施設					
里親					
児童心理治療施設					
乳児院					
ファミリーホーム					
自立援助ホーム					
助産施設					
一時保護所					
計					

(記載上の注意)

「予定支弁総額」「予定徴収金」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

(様式第6号)

(元号) 第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市町村長 ⑩

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書

児童福祉法第51条第3号及び第5号の規定により、(元号) 年度において、本市町村が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、(元号) 年 月 日 第 号をもって提出し、(元号) 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

区 分	変更後国庫負担 金 所 要 額	既 交 付 決 定 額	差 引 所 要 額
	円	円	円
児童保護費負担金			
児童保護医療費 負担金			
合 計			

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)

3 添付書類

- (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
変更所要額調書(様式第6号の附表)
- 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

様式第6号の付表

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更所要額調書

(児童保護費負担金)

(単位：円)

施設種別	区分	変更後国庫負担所要額 (医療費除く)				⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額
		①予定支 弁総額	②予定 徴収金	③差引国庫負 担基本額(① -②)	④同左に対 する要国庫 負担額(③× 1/2)		
母子生活支援施設					/	/	
助産施設							
保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等							
計							

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	区分	変更後国庫負担所要額 (医療費)		③ 既交付決定額	④ 差引変更 分所要額
		①予定支弁総額	②同左に対 する要国庫 負担額(①×1/2)		
助産施設				/	/
計					

(記載上の注意)

「予定支弁総額」「予定徴収金」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

(様式第7号の1)

第 号

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付決定通知書

市町村名

(元号) 年 月 日 第 号で申請のあった(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により〔(修正の場合)第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 ㊟

- この負担金の交付の対象となる事業は、市町村が行う児童福祉法第22条及び第23条の規定による事業である。
- この負担金の額は、 円である。
内訳
〔 児童保護費負担金 円 〕
〔 児童保護医療費負担金 円 〕
なお、事業の実施状況等の変動に伴い負担金の額の変更が行われるものであること。
- この負担金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。
児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)
- この負担金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。
 - 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
 - 事業を中止し、又は廃止する場合は、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
 - この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙の様式による調書を作成し、これを負担金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 事業に係る事業実施状況の報告及び事業実績の手続きについては別に定めるところによるものとする。
- この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

別紙

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金調書

(地方公共団体名)

国			地方公共団体							備考	
歳入予算 科目	交付 決定額	補助 率	歳入			歳出					
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫負 担金相当額 〔措置費等の対 象となる額〕	支出済額 〔措置費等の対 象となる額〕		うち国庫負 担金相当額
	円			円	円		円	円	円	円	

- (注) 1. 「歳入」の「科目」のうち児童福祉法第56条に係る収入額は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」において、それぞれ算定された徴収金基準額の総額を記載すること。
2. 「地方公共団体」の「歳出」の科目は公立施設分と私立施設分に区分し、公立施設分については個々の施設ごとに記載し、私立施設分については、予算科目ごと一括計上すること。
3. 「歳出」の「支出済額」に係る「うち国庫負担金相当額」は、個々の児童福祉施設について都道府県知事又は指定都市の市長若しくは中核市の市長若しくは児童相談所設置市の長が国庫負担の保護単価により算定した各月の支弁額の年間の合算額（ただし、当該個々の児童福祉施設に対する年間の支弁済額が上記の年間の合算額に満たない場合においては当該支弁額とする。）を記載すること。ただし、私立施設分については以上により算定した額を一括して記載すること。

(様式第7号の2)

第 号

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

市町村名

(元号) 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした(元号)
年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金については、(元号)
年 月 日 第 号の申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり
変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 ㊟

- 1 この負担金の交付の対象となる事業の内容、その他は「(元号) 年
年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付決定通知書」の
各項目によるものである。
- 2 この負担金の交付決定の額は、次のとおりである。

区 分	児 童 保 護 費 負 担 金	児 童 保 護 医 療 費 負 担 金	合 計
交 付 決 定 額	円	円	円
前 回 交 付 決 定 額	円	円	円
差 引 追 加 (減 少) 額	円	円	円

- 3 この負担金の交付決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金
等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請
の取り下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とす
る。

(注) 3の取り下げをすることができる期限は、都道府県知事が変更交付決定
通知した日から15日以内の日付あるいは3月31日のうち、いずれかの早
い日付けを記載すること。

(様式第 8 号)

(元号) 第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金に係る事業実績報告書

児童福祉法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号の規定により、(元号) 年度において、本都道府県が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。

なお、児童福祉法第51条第3号及び第5号の規定により、(元号) 年度において管内の市町村が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告につき、管内市町村長から「(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、とりまとめて別紙のとおり提出する。

添付書類

- (1) (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第8号の附表A)
- (2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表(都道府県分)(様式第8号の附表B)
- (3) 事業費支弁児童数月別集計表(都道府県分)(様式第8号の附表C)
- (4) (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別内訳書(様式第8号の附表D)
- (5) 初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表(市町村分)(様式第8号の附表E)
- (6) 都道府県分歳入歳出決算書抄本

様式第 8 号の付表 A

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書

(児童保護費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を除いた額①	支 弁 総 額																		徴収金④	差引国庫負担基本額⑤	同左に対する要国庫負担額⑥ (⑤×1-2)	国庫負担額	未受入額								
				事務費	一般生活費	乳児院病虚弱等児童加算費	被虐待児受入加算費	乳児等受入加算費	幼稚園費	教育費	学校給食費	見学旅行費	入学支度金	特別育成費	夏季等特別行事費	期末一時扶助費	入院時食事療養費	職業補導費	冷暖房費	就職支度費	大学進学等自立生活支度費						葬祭費	連れもどし費	里親委託児童通院費	受託支度費	予防接種費	一時保護委託児童通学送迎費	その他②	
児童養護施設																																		
児童自立支援施設	入所部																																	
	通所部																																	
里親																																		
児童心理施設	入所部																																	
	通所部																																	
乳児院																																		
ファミリーホーム																																		
自立援助ホーム																																		
母子生活支援施設																																		
助産施設																																		
一時保護所																																		
計																																		

国庫負担額	国庫負担額	要国庫負担額	未受入額	国庫負担額
⑦	⑧	⑧-⑥	⑧	⑧

記載上の注意

1. この表は、児童福祉法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号の措置費等（都道府県支弁分）について、措置費等支弁台帳等の数値を基礎として作成すること。ただし、「児童保護費負担金」は医療費を除いた数値、「児童保護医療費負担金」は医療費の数値を記載すること。
2. 「実支出額」及び「支弁総額」の欄には、当該施設種別（児童養護施設のように）ごとに、次の方法により算定した額の合計額を記載すること。
 - (1) 公立施設についての「実支出額」には、その都道府県のすべての公立施設のいわゆる持出分を含めた年間の措置費等の支弁対象となる経費の支出済額（私的契約児がいる場合は、当該児童に係る経費（交付要綱に準じて算定した額）及び他の地方公共団体から委託を受けた措置児童等に係る交付要綱により算定された収入額を除く。）を計上し「支弁総額」には、そのすべての公立施設の年間の支弁額を計上すること。
 - (2) 私立施設（公立民営施設も含む）についての「実支出額」及び「支弁総額」には、その個々の施設に対する年間の支弁額（支弁台帳施設表の「合計」の「支弁額」の欄の額）のすべての私立施設の合計額を計上すること（したがって私立施設に対するいわゆる持出しがあっても除かれる）。

なお、上記の場合、特別の事情により年間を通じて上記の支弁額を下回って支弁した施設がある場合においては、その施設については、上記の支弁額からその支弁しなかった額を控除した額（実際の支弁額）を計上すること。

この場合においては、支弁台帳の総括表及び施設表の「合計」の「支弁額」の欄には既定の額の下段に「支弁しなかった額」、「実支出額」及び「支弁総額」に計上する金額は同じ額となるので念のため申し添える。
3. 「寄付金」の欄の「寄付金」とは、当該都道府県に対し、直接措置費等のためになされた寄付金をいうこと。
4. 「里親手当」は、「事務費」の欄に記載すること。

なお、専門里親手当についても同様の取り扱いとすること。
5. 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費については、「その他」の欄に記載すること。
6. 助産施設については「助産施設基本分保護費」を「その他」の欄、「医療費」を「医療費」の欄、「施設機能強化推進費」を「事務費」の欄へそれぞれ記載すること。
7. 「徴収金」の欄には、交付要綱においてそれぞれ算定された徴収金基準額を記載すること。

なお、令和元年度については、各都道府県の徴収金基準額表の改正状況を踏まえ、交付要綱における徴収金基準額表1または表2のいずれかを用いて算定すること。
8. 「国庫負担金の対象となる支弁総額③」の欄には、「実支出額から寄付金を控除した額①」と「支弁総額」の「計②」とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。
9. 「国庫負担金交付決定額」の欄には、当該年度中に国庫負担金として交付の決定がなされた額を記載すること。
10. 「国庫負担金受入済額」の欄には、「国庫負担金交付決定額」のうち、都道府県の歳入に受入（繰入）れた額を記載すること。したがって、「国庫負担金受入済額」の欄と「国庫負担金未受入額」の欄との合計額は「国庫負担金交付決定額」の欄に合致すべきものであること。
11. 添付書類の決算抄本には、この精算書の公立施設分の「実支出額」、私立施設分の「支弁額」、「国庫負担金受入済額」等に対応する額に傍線を引く等、精算書と決算書の金額の対応関係を明確にしておくこと。

様式第8号の付表B

初日措置人員等施設種別及び月別集計表（都道府県分）

施設種別等 月別	児童養護施設	児童自立支援施設	里親	児童心理治療施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム	母子生活支援施設	助産施設	一時保護所
4月	[人]	[人]	[(人)]	[人]	[人]	[人]	[人]	[世帯]	[人]	[人]
5月	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		
6月	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		
7月	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		
8月	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		
9月	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		
10月	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		
11月	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		
12月	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		
1月	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		
2月	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		
3月	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		
計	[]	[]	[()]	[]	[]	[]	[]	[]		

（記載上の注意）

1. 各月の初日措置人員等（母子生活支援施設については世帯数、助産施設についてはその月中に新たに助産の実施を行った実入所人員とする。）について支弁台帳総括表の当該施設の「初日措置人員等」の欄の数を記載すること。里親については、月中途の委託を（ ）書きで別掲すること。里親が一時的休息の支援を受ける経費に係る人員についても「初日措置児童数等」の欄を[]書きで記載すること。
2. 措置停止のある施設については、その人員を（ ）書きで再掲すること。

様式第8号の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

費用 月別	乳児院病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費						見学旅行費			入進学支度金			特別育成費					夏季等特別行事費	冷暖房費					里親委託児童通院費	予防接種費	一時保護委託児童通学送迎費									
				小学生	中学生	入学児童 高等部第一学年	特別支援学校 特別支援学校	特別加算 等部資格取得等	特別支援学校高 等部	第6学年 小学校	第3学年 中学校	特別支援学校 第3学年	入学児童 第1学年 小学校	進学児童 第1学年 中学校	国・公立 高等学校	私立 高等学校	入学児童 第1学年	資格取得等 特別加算	補習費	補習費特別分		1級地	2級地	3級地	4級地	その他の地域												
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
5月																																						
6月																																						
7月																																						
8月																																						
9月																																						
10月																																						
11月																																						
12月																																						
1月																																						
2月																																						
3月																																						
計																																						

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

支 弁 市町村名	区分	実支出額	寄付金	実支出額から寄付金を 控除した額 ①	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁 総額(①と②を比較して少な い方の額) ③	同左に対する要国庫負担額 (③×1-2) ④	国庫負担金交付決定額⑤	国庫負担金受入済額⑥	要国庫負担額に対する 受入済額の過不足額 ⑥-④=⑦		国庫負担金 委入額⑦⑧
					医療費	計 ②					過剰額	不足額	
〇〇 市	助産施設												
	計												
合計 〇〇 市町村	助産施設												
	計												

(記載上の注意)

1. この表は、市町村長から提出された様式第10号の書類を審査し、適正額を確認しこれに基づいて作成すること。
2. 同一市町村に種別の異なる2以上の施設がある場合にあっては、※欄のようにこれをまとめて記載すること。
3. 「過剰額」及び「不足額」についての「合計(〇〇市町村)」の「計」の欄には、各市町村における「過剰額」又は「不足額」をそれぞれ縦に集計した額を記載するものとし、過不足を相殺することのないようにすること。
4. 以上に掲げるもののほかに、この表の記載については、様式第10号の表の記載の注意の欄に定めるところによること。

様式第 8 号の付表 E

初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表（市町村分）

施設種別等 月別	母子生活支 援施設	助産施設	保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等
	世帯	人	人
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			

（記載上の注意）

様式第 8 号の付表 B 及び C の「記載上の注意」に準じて記載すること。

(様式第9号)

(元号) 第 号
年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の市長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金に係る事業実績報告書

児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、(元号) 年度において、本市が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。

添付書類

- (1) (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第9号の付表A)
- (2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表(様式第9号の付表B)
- (3) 事業費支弁児童数月別集計表(様式第9号の付表C)
- (4) 歳入歳出決算書抄本

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金①を控除した額	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較し③を少なくする方)の額③	同左に対する要国庫負担額 (③×1-2) ④	付国庫決定額⑤	受国庫負担額⑥	済に要する負担額⑥-④	未受国庫負担額⑤-⑥
				医療費	計②						
児童養護施設											
児童自立支援施設	入所部										
	通所部										
里親											
児童心理治療施設	入所部										
	通所部										
乳児院											
ファミリーホーム											
自立援助ホーム											
助産施設											
一時保護所											
計											

(記載上の注意)

様式第8号の附表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第9号の付表B

初日措置人員等施設種別及び月別集計表

施設種別等 月別	児童養護施設	児童自立支援施設	里親	児童心理治療施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム	母子生活支援施設	助産施設	一時保護所
4月	人	人	人	人	人	人	人	世帯	人	人
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計										

(記載上の注意)

様式第8号の付表Bの「記載上の注意」に準じて記載すること。

(様式第9号の2)

(元号) 第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

中核市の市長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金に係る事業実績報告書

児童福祉法第51条第3号の規定により、(元号) 年度において、本市が
支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実
績報告書を別紙のとおり提出する。

添付書類

- (1) (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精
算書(様式第9号の2の付表A)
- (2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表(様式第9号の2の付表B)
- (3) 事業費支弁児童数月別集計表(様式第9号の2の付表C)
- (4) 歳入歳出決算書抄本

様式第9号の2の付表B

初日措置人員等施設種別及び月別集計表

施設種別等 月別	母子生活支援施設	助産施設
4月	世帯	人
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

(記載上の注意)

様式第8号の付表Bの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第9号の2の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

月別	費目	教育費		入進学支度金		特別育成費		冷暖房費					一時保護委託児童通学送迎費
		特別支援学校高等部 第一学年入学児童	小学校第一学年 入学児童	中学校第一学年 進学児童	高等学校第一学年 入学児童	補習費	補習費特別分	1級地	2級地	3級地	4級地	その他の地域	
4月		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月													
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
1月													
2月													
3月													
計													

(記載上の注意)

様式第8号の付表Cの「記載上の注意」に準じて記載すること。

(様式第9号の3)

(元号) 第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

児童相談所設置市の長 ㊤

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金に係る事業実績報告書

児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、(元号) 年度において、本市が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。

添付書類

- (1) (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第9号の3の付表A)
- (2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表(様式第9号の3の付表B)
- (3) 事業費支弁児童数月別集計表(様式第9号の3の付表C)
- (4) 歳入歳出決算書抄本

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金①を控除した額	支弁総額		国庫負担金の対象となる①と②を比較し少ない方の額③	同左に対する要国庫負担額④ (③×1-2)				
				医療費	計②						
児童養護施設											
児童自立支援施設	入所部										
	通所部										
里親											
児童心理治療施設	入所部										
	通所部										
乳児院											
ファミリーホーム											
自立援助ホーム											
助産施設											
一時保護所											
計											

(記載上の注意)

様式第8号の附表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

付国庫負担金 ⑤交	受国庫負担金 ⑥金	要国庫負担額に 対する不足額 ⑥-④	未国庫負担額 ⑤-⑥
--------------	--------------	--------------------------	---------------

様式第9号の3の付表B

初日措置人員等施設種別及び月別集計表

施設種別等 月別	児童養護施設	児童自立支援施設	里親	児童心理治療施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム	母子生活支援施設	助産施設	一時保護所
4月	人	人	人	人	人	人	人	世帯	人	人
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計										

(記載上の注意)

様式第8号の付表Bの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第9号の3の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

費用 月別	乳幼児 等児童 加算費	乳幼児 病虚弱 加算費	被虐待 児童受 入加算 費	幼稚園 費	教育費						見学旅行費			入進学支度金			特別育成費					夏季等 特別行 事費	冷暖房費					里親委 託児童 通院費	予防接 種費	一時保 護委 託児 童通 学送 迎費														
					小学 生	中学 生	小学 第一 学年 入学 児童	高等 部第 一学 年	特別 支援 学校	特別 支援 学校 加算	特別 支援 学校 高 等部 資格 取得 等	特別 支援 学校 第 6学 年	小学 校 第 3学 年	中学 校 第 3学 年	特別 支援 学校 第 3学 年	小学 校 第 1学 年 入 学 児 童	小学 校 第 1学 年 進 学 児 童	中学 校 第 1学 年	高等 学校	国・ 公立	高等 学校		私立	小学 校 第 1学 年 入 学 児 童	特別 加算	資格 取得 等	補習 費				補習 費特 別分	1級 地	2級 地	3級 地	4級 地	その 他の 地域								
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人						
5月																																												
6月																																												
7月																																												
8月																																												
9月																																												
10月																																												
11月																																												
12月																																												
1月																																												
2月																																												
3月																																												
計																																												

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

(様式第10号)

(元号) 第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市町村長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金に係る事業実績報告書

児童福祉法第51条第3号及び第5号の規定により、(元号) 年度において本市町村が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。

添付書類

- (1) (元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第10号の付表A)
- (2) 初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表(様式第10号の付表B)
- (3) 歳入歳出決算書抄本

様式第10号の付表B

初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表

施設種別等 月別	母子生活支援施設	助産施設	保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等
4月	世帯	人	人
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			

(記載上の注意)

様式第8号の付表B及びCの「記載上の注意」に準じて記載すること。

(様式第 11 号)

第 号

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付額確定通知書

市町村名

(元号) 年 月 日 第 号及び(元号) 年 月 日
第 号をもって交付決定した(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設
措置費等国庫負担金については、(元号) 年 月 日 第 号事
業実績報告に基づき交付額が次のとおり確定され、確定の結果「不足となる金
額については、次のとおり追加交付されることに決定したので通知する。」

なお、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号)
年 月 日までに返還することとなったので通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 氏 名 印

記

(単位:円)

区 分	児童保護費負担金	児童保護医療費負 担金	計
交 付 確 定 額			
追 加 交 付 額			
返 納 額			

(様式第12号)

(元号) 第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
に係る事業実績報告の訂正について

(元号) 年 月 日 第 号をもって提出した(元号) 年
度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告につ
いて、(元号) 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付額の
確定がなされたところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添え
て再報告する。

1. 訂正する理由(できるだけ、具体的に記入すること。)
2. 添付書類

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算
額変更内訳書(様式第12号の付表)

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	同左に対する要国庫負担額(③×1-2)④			要国庫負担額に對する受入額の過不足額⑥-④	未受入額⑤-⑥
				医療費	計②						
○ ○ 施設	変更前							付国庫決定額⑤	受国庫済額⑥		
	変更後										
	差引額										

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

(様式第13号)

(元号) 第 年 月 日 号

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の市長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
に係る事業実績報告の訂正について

(元号) 年 月 日 第 号をもって提出した(元号) 年
度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告につ
いて、(元号) 年 月 日 第 号により交付額の確定がなされ
たところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。

1. 訂正する理由(できるだけ、具体的に記入すること。)
2. 添付書類

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算
額変更内訳書(様式第13号の附表)

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額 ①	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額) ③	同左に対する要国庫負担額 (③×1-2) ④				
				医療費	計 ②						
○ ○ 施設	変更前							付国庫負担額 ⑤交	受国庫負担額 ⑥金	済に要 額対 のする 過不足 額受入 額	未国 受庫 入負 額担 金
	変更後									⑥ - ④	⑤ - ⑥
	差引額										

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

(様式第13号の2)

(元号) 第 年 月 日 号

地方厚生(支)局長 殿

中核市の市長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
に係る事業実績報告の訂正について

(元号) 年 月 日 第 号をもって提出した(元号) 年
度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告につ
いて、(元号) 年 月 日 第 号により交付額の確定がなされ
たところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。

1. 訂正する理由(できるだけ、具体的に記入すること。)
2. 添付書類

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算
額変更内訳書(様式第13号の2の付表)

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額		国庫負担金の対象となる 支弁総額(①と②を比較し て少ない方の額)③	同左に対する要国庫負担額 (③×1-2)④					
				医療費	計②							
〇〇施設	変更前								付国庫負担額金	受国庫負担額金	済に要額の対する過不足額	未受国庫負担額
	変更後							⑤交	⑥金	⑥-④	⑤-⑥	
	差引額											

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

(様式第13号の3)

(元号) 第 年 月 日 号

地方厚生(支)局長 殿

児童相談所設置市の長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
に係る事業実績報告の訂正について

(元号) 年 月 日 第 号をもって提出した(元号) 年
度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告につ
いて、(元号) 年 月 日 第 号により交付額の確定がなされ
たところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。

1. 訂正する理由(できるだけ、具体的に記入すること。)
2. 添付書類

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算
額変更内訳書(様式第13号の3の付表)

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	同左に対する要国庫負担額 (③×1-2) ④		付国庫負担金 ⑤交	受国庫負担金 ⑥金	要国庫負担額に 対する受入 済額の過不足額 ⑥-④	未受入 国庫負担金 ⑤-⑥
				医療費	計②							
○ ○ 施設	変更前											
	変更後											
	差引額											

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

(様式第14号)

(元号) 第 年 月 日 号

地方厚生(支)局長 殿

市町村長 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
に係る事業実績報告の訂正について

(元号) 年 月 日 第 号をもって提出した(元号) 年
度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告につ
いて、(元号) 年 月 日 第 号により交付額の確定がなされ
たところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。

1. 訂正する理由(できるだけ、具体的に記入すること。)
2. 添付書類

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算
額変更内訳書(様式第14号の付表)

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	同左に対する要国庫負担額(③×1-2)④	国庫決定額⑤	国庫負担額⑥	要国庫負担額を超える不足額⑥-④	国庫負担額⑤-⑥
				医療費	計②						
〇〇施設	変更前										
	変更後										
	差引額										
計	変更前										
	変更後										
	差引額										

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

(様式第15号)

(元号) 第 号
年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事 ㊟

(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
に係る事業実績報告の訂正について

(元号) 年 月 日 第 号をもって提出した(元号) 年
度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告につ
いて、(元号) 年 月 日 第 号により交付額の確定がなされ
たところであるが、「(元号) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費
等国庫負担金に係る事業実績報告の訂正について」の提出があり、これを審査
した結果、適正と認められるので、次の理由により訂正されたく関係書類を添
えて再提出する。

1. 訂正する理由(できるだけ、具体的に記入すること。)
2. 添付書類

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別変更内
訳書(様式第15号の付表)及び市町村から提出された「訂正理由書」

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	区分	実支出額	寄付金	控除した額①	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	同左に対する要国庫負担額 (③×1-2) ④	国庫負担金 ⑤	国庫負担金 ⑥	要国庫負担額 ⑥-④	国庫負担金 ⑤-⑥	
					医療費	計②							
〇〇市	施設	変更前											
		変更後											
		差引額											
	計	変更前											
		変更後											
		差引額											
	合計	変更前											
		変更後											
		差引額											

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。